

本編 P5 資料：関係機関の連絡先等

指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関 東 財 務 局 立 川 出 張 所 (財 務 省)	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関する事。 2 国有普通財産の管理及び処分に関する事。
関 東 農 政 局 東京地域センター	応急食料の流通在庫に関する情報提供等に関する事。

防衛省及び自衛隊

平成28年4月1日現在

名 称	担当部署	所在地
防衛省	防衛政策局運用政策課統合幕僚 監部参事官付	東京都新宿区市谷本村町 5-1

名 称	部隊等の長及び窓口	所在地
陸上自衛隊 東部方面総監部	東部方面総監総務部	東京都練馬区大泉学園町
海上自衛隊 横須賀地方総監部	横須賀地方総監防衛部	神奈川県横須賀市西逸見町 1丁目無番地
航空自衛隊 防空指揮群本部	作戦システム運用隊司令部本部	東京都福生市大字福生 2552

部隊名等(駐屯地・基地名)		連絡先	
		時間内	時間外
陸上自衛隊	第一師団司令部 (練馬区北町4-1-1)	第3部防衛班 03-3933-1161 都防災無線76611	師団司令部当直長 03-3933-1161 都防災無線76611
	第一後方支援連隊 (同上)	第3科長又は運用訓練幹部 03-3933-1161	部隊当直司令 03-3933-1161
航空自衛隊	作戦システム運用隊 (福生市大字福生 2552)	隊本部企画部 042-553-6611 都防災無線86491	横田基地当直 042-553-6611 都防災無線86491

※ 通信の途絶等により東京都に派遣要請の求めができない場合は、上記に要請する。(本編第3章3参照。)

指定公共機関

平成 28 年 4 月現在

名 称	担当部署	所 在
NTT 東日本	ネットワーク事業推進部 サービス運用部災害対策室	東京都新宿区西新宿 3-19-2
日本赤十字社	救護・福祉部・救護課	東京都港区芝大門 1-1-3
東京電力パワーグリッド株式会社	業務統括室 総務・広報グループ	東京都千代田区内幸町 1-1-3
東京瓦斯株式会社	総務部総務グループ	東京都港区海岸 1-5-20
日本郵便株式会社	経営企画部	東京都千代田区霞が関 1-3-2

指定地方公共機関

平成 28 年 4 月現在

名 称	担当部署	所 在
西武鉄道株式会社	石神井公園駅管区	東京都練馬区石神井町 3-23-10
(一社) 東京都トラック協会	事務局	東京都新宿区四谷 3-1-8
(一社) 西東京市医師会	事務局	東京都西東京市中町 1-1-5
(公社) 西東京市歯科医師会	事務局	東京都西東京市田無町 5-5-12
(一社) 西東京市薬剤師会	事務局	東京都西東京市芝久保町 4

※ (一社) 一般社団法人
(公社) 公益社団法人

本編 P33 資料：関係機関協定一覧

平成 28 年 4 月現在

種別	番号	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	備 考
相互応援	1	震災時等の相互応援に関する協定	平成 8 年 3 月 1 日	東京都26市3町1村	
	2	多摩地区都営水道の災害時等の相互応援協定	平成 14 年 4 月 1 日	東京都水道局・23市・2町	
	3	災害時における相互応援に関する協定	平成 15 年 5 月 26 日	山梨県北杜市	旧須玉町
	4	災害時における相互応援に関する協定	平成 15 年 11 月 9 日	千葉県勝浦市	
	5	災害時における相互応援に関する協定	平成 17 年 10 月 28 日	福島県南会津郡下郷町	
	6	災害時における相互応援に関する協定	平成 18 年 11 月 28 日	茨城県行方市	旧麻生町
	7	災害時における相互応援に関する協定	平成 22 年 8 月 20 日	練馬区	
	8	災害時における相互応援に関する協定	平成 23 年 8 月 16 日	新座市	
	9	西東京市災害時における相互応援に関する協定	平成 16 年 3 月 29 日	郵便事業株式会社 西東京郵便局	
情報・通信関係	10	災害時における災害情報等の放送に関する協定	平成 13 年 4 月 1 日	株式会社エフエム西東京	
	11	災害時における災害情報の放送等に関する協定	平成 19 年 12 月 14 日	株式会社ジェイコム関東 東西東京局	
	12	災害時における情報発信等に関する協定	平成 27 年 8 月 26 日	ヤフー株式会社	
	13	非常通信の運用に関する協定	平成 20 年 3 月 7 日	東京消防庁 西東京消防署	
	14	災害時の情報交換に関する協定	平成 24 年 8 月 27 日	国土交通省 関東地方整備局	
応急対策業務	15	災害時における応急対策業務に関する協定	平成 16 年 8 月 1 日	西東京市建災防協会	
	16	災害時における応急対策業務に関する協定	平成 25 年 11 月 1 日	西東京市造園工業事業協力会	
	17	災害時における応急対策活動に関する協定	平成 26 年 4 月 22 日	東京土建一般労働組合 西東京支部	
	18	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書	平成 21 年 7 月 21 日	東京都下水道局流域下水道本部	
	19	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定	平成 23 年 4 月 25 日	西東京市清掃事業協同組合	
	20	災害時における隊友会の協力に関する協定	平成 26 年 2 月 21 日	東京都隊友会 西東京支部	
	21	災害時における防衛協会の協力に関する協定	平成 26 年 2 月 21 日	西東京市防衛協会	
	22	災害時における車両等障害物除去応急対策活動に関する協定	平成 28 年 2 月 17 日	一般社団法人東京都自動車整備振興会 西東清支部	

種別	番号	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	備考
給水活動	23	指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書及び同実施細目	平成 25 年 7 月 16 日	東京都水道局	
	24	消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書	平成 25 年 7 月 16 日	東京都水道局	
	25	災害時における応急給水に関する協定	平成 21 年 7 月 1 日	西東京市水友会	
給水（飲料水）	26	災害時における受水槽の使用に関する協定	平成 13 年 8 月 9 日	東京みらい農業協同組合 外 7 件	
	27	災害時における飲用水調達に関する協力協定	平成 15 年 8 月 20 日	西東京市小売酒販組合	
	28	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定	平成 23 年 5 月 16 日	株式会社 八洋	
食糧・物資等	29	災害時における米穀調達に関する協力協定	平成 13 年 8 月 1 日	西東京市米穀小売商組合	
	30	災害時における麺類等の供給に関する協定	平成 14 年 11 月 7 日	保谷麺業会	
	31	災害時における東京みらい農業協同組合との協力に関する協定	平成 19 年 11 月 9 日	東京みらい農業協同組合	
	32	災害時における生活必需品の優先供給に関する協定	平成 13 年 10 月 1 日	株式会社アスタ西東京	
	33	災害時における生活必需品の供給に関する協定	平成 13 年 10 月 1 日	株式会社西友リヴィン田無店	
	34	災害時における応急物資の供給に関する協定	平成 25 年 6 月 7 日	株式会社イトーヨーカ堂	
	35	災害時における量の提供等に関する協定	平成 27 年 11 月 24 日	5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会	
医療関係	36	災害時における応急救護活動に関する協定	平成 13 年 8 月 1 日	公益社団法人東京都柔道整復師会北多摩支部	旧公益社団法人東京都柔道接骨師会
	37	災害時の医療救護活動についての協定	平成 16 年 4 月 1 日	一般社団法人西東京市医師会	旧社団法人西東京市医師会
	38	災害時の歯科医療救護活動についての協定	平成 16 年 4 月 1 日	公益社団法人西東京市歯科医師会	旧社団法人西東京市歯科医師会
	39	災害時の救護活動及び応急医薬品の供給に関する協定	平成 22 年 9 月 1 日	一般社団法人西東京市薬剤師会	
	40	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	平成 27 年 8 月 1 日	アルフレッサ株式会社 外 4 件	
	41	災害時の市と獣医師会との協力に関する協定	平成 15 年 6 月 18 日	公益社団法人東京都獣医師会北多摩支部西東京市獣医師会	
燃料	42	災害時における L P ガス等の供給に関する協定	平成 25 年 4 月 26 日	一般社団法人東京都 L P ガス協会北多摩北部支部たもつ会	
	43	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成 25 年 5 月 23 日	株式会社泰正社	
	44	災害時における燃料等の供給に関する協定	平成 25 年 5 月 23 日	有限会社並木商事坂上給油所	
	45	災害時における圧縮天然ガスの供給に関する協定	平成 25 年 5 月 28 日	東京ガス株式会社 N G V 事業部	

種別	番号	協定等の名称	締結年月日	協定の相手方	備考
輸送等	46	災害時における緊急輸送業務に関する協定	平成 13 年 9 月 26 日	社団法人東京都トラック協会多摩支部	
	47	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	平成 26 年 1 月 15 日	三幸自動車株式会社 外 4 件	
避難施設	48	避難所施設利用に関する協定	平成 13 年 7 月 6 日	東京都立保谷高等学校 外 4 件	
福祉避難施設	49	避難所施設利用に関する協定	平成 13 年 8 月 1 日	東京都立田無特別支援学校	旧田無養護
	50	災害時における要援護者を対象とした施設利用に関する協定	平成 24 年 4 月 11 日	社会福祉法人 至誠学舎東京 外 7 件	
ボランティア・要配慮者支援	51	災害時におけるボランティア活動としての理容サービス業務の提供に関する協定	平成 27 年 10 月 14 日	東京都理容生活衛生同業組合多摩小平支部西東京地区	
	52	災害時における手話通訳業務に関する協定	平成 22 年 7 月 23 日	西東京市登録手話通訳者の会	
	53	災害時におけるボランティア活動に関する協定	平成 26 年 2 月 18 日	社会福祉法人西東京市社会福祉協議会	
	54	災害時における語学ボランティア活動に関する協定	平成 27 年 12 月 10 日	特定非営利活動法人西東京市多文化共生センター	
帰宅困難者	55	災害時における施設等の提供協力に関する協定	平成 25 年 11 月 1 日	株式会社ルネサンス	
	56	地震災害時における帰宅困難者の対応に関する協定	平成 25 年 12 月 26 日	西武鉄道株式会社	
その他	57	大規模災害時における施設等の提供に関する協定	平成 23 年 2 月 1 日	警視庁田無警察署	
	58	災害時における葬祭用品等の供給に関する協定	平成 25 年 8 月 2 日	東京多摩葬祭業協同組合	
	59	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	平成 25 年 11 月 7 日	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会北多摩支部	

本編 P41

資料：西東京市の特殊標章及び身分証明書の交付に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日付閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知。第19において「ガイドライン」という。）に基づき、西東京市（以下「市」という。）の武力攻撃事態等（国民保護法第2条第1項に規定する武力攻撃事態等をいう。以下同じ。）における特殊標章等（特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等について必要な事項を定める。

第2 定義

この要綱において「特殊標章」とは国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章をいい、その区分は別表に定める腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」とは、国民保護法第158条第1項に規定する身分証明書をいう。

第3 交付の対象者

西東京市長（以下「市長」という。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定により、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に掲げる者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 西東京市消防団の団長及び団員
- (3) 市の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 国民保護措置に必要な援助について協力する者

第4 職員等に対する腕章等の交付

市長は、平時において、第3第1号及び第2号に掲げる者（以下「職員等」という。）のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、第2第1項に規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、武力攻撃事態等において、職員等（前項の規定により腕章等の交付を受けた者を除く。）に対し、腕章等を交付するものとする。

第5 委託者等に対する腕章等の交付等

第3第3号及び第4号に掲げる者（以下「委託者等」という。）は、武力攻撃事態等において、腕章等の交付を受けようとするときは、市長に腕章等の交付の申請をするものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請をした委託者等に腕章等を交付するものとする。

第6 旗等の交付

市長は、第4及び第5第2項の規定により腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下これらを「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2第1項に規定する旗及び車両章（以下「旗等」という。）を併せて、交付するものとする。

第7 訓練における貸与

市長は、平時において、国民保護措置の訓練を実施する場合は、職員等（第4第1項の規定により腕章等の交付を受けた者を除く。）及び委託者等に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により腕章等を貸与する場合は、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

3 前2項の規定により特殊標章を貸与する場合の手続については、市長が別に定める。

第8 特殊標章の特例交付

市長は、武力攻撃事態等において、人命救助等のために特に緊急を要し、第5第1項に規定する申請を待つ時間的余裕がないと認める場合は、当該申請を待たずに特殊標章を交付することができるものとする。

2 市長は、前項の規定により特殊標章を交付した場合において、市長が人命救助等のために特に緊急を要しなくなったと認めるときは、当該特殊標章の交付を受けた者に対して、当該特殊標章を市長に返納するよう求めるものとする。

3 第1項の規定により特殊標章の交付を受けた者は、前項に規定する返納の求めがあったときは、速やかに市長に当該特殊標章を返納しなければならない。

第9 特殊標章の再交付

第4、第5第1項及び第8第1項の規定により市長から特殊標章の交付を受けた者は、当該特殊標章を紛失した場合又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合は、特殊標章の再交付に係る申請書により速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により特殊標章の再交付を受ける者（特殊標章を紛失したことにより再交付を受ける者を除く。）は、汚損し、又は破損した特殊標章を市長に返納しなければならない。

3 第8の規定は、第1項に規定する特殊標章の再交付の申請について、準用する。この場合において、第8第1項中「第5第1項」とあるのを「第9第1項」と読み替えるものとする。

第10 身分証明書の交付

市長は、第4及び第5第2項の規定により腕章等の交付を受けた者に対し、身分証明書を作成し、交付するものとする。

第11 身分証明書の携帯

第10の規定により市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、当該身分証明書を携帯するものとする。

第12 身分証明書の再交付

第10の規定により市長から身分証明書の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、身分証明書の再交付に係る申請書により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。

(1) 身分証明書を紛失した場合

(2) 身分証明書を使用に堪えない程度に汚損し、又は破損した場合

(3) 身分証明書の記載事項に異動があった場合

- 2 前項の規定により身分証明書の再交付を受ける者（身分証明書を紛失したことにより再交付を受ける者を除く。）は、汚損し、若しくは破損した身分証書又は記載事項を変更する必要がある身分証明書を市長に返納しなければならない。

第13 有効期間及び更新

第10の規定により市長が交付する身分証明書の有効期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 第4の規定により腕章等の交付を受けた者 身分証明書の交付を受けたときからその身分を失うときまで
- (2) 第5第2項の規定により腕章等の交付を受けた者 武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間
- 2 前項第2号に規定する者は、身分証明書の有効期間が満了するときは、第5の規定に準じて、身分証明書の更新の手続を行うものとする。

第14 登録等

市長は、第4、第5第2項、第6、第8第1項（第9第3項において準用する場合を除く。）若しくは第10の規定により特殊標章等を交付するとき、又は第8第1項（第9第3項において準用する場合に限る。）、第9第1項若しくは第12第1項の規定により特殊標章等を再交付するときは、特殊標章等の交付を受けた者に関する台帳に当該特殊標章等の交付又は再交付を受けた者を登録するものとする。

- 2 市長は、第8第3項（第9第3項において準用する場合を含む。）、第9第2項、第12第2項又は第16の規定より特殊標章等が返納されたときは、前項の台帳にその旨を記載するものとする。

第15 保管

市長は、特殊標章等の交付（再交付を含む。）に係る申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

- 2 市長から特殊標章等の交付を受けた者（以下「特殊標章等受領者」という。）は、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力を行っている場合又は訓練若しくは啓発のために用いる場合を除き、当該特殊標章等を厳重に保管するものとする。

第16 返納

特殊標章等受領者は、その身分を失ったときその他市長が必要と認めるときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第17 濫用等の禁止

特殊標章等受領者は、特殊標章等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等受領者は、国民保護措置に係る職務、業務若しくは協力を行っている場合又は訓練若しくは啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

第18 周知

市長は、特殊標章等受領者に対し、特殊標章等の交付をした際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、使用及び管理の方法等について説明を行い、それらの周知を図るものとする。

第 19 その他

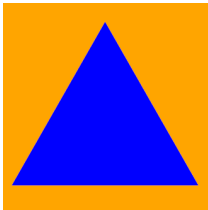
この要綱及び市長が別に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、ガイドラインに定めるところによる。

2 市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、危機管理室が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

別表（第 2 関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		1 オレンジ色地に青色の正三角形とする。
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		2 正三角形の一の角が垂直に上を向いている。
旗	施設の平面に展張、掲揚又は表示		3 正三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。
車両章	車両の両側面及び後面に表示		4 一連の登録番号を表面右下隅に付する（例：西東京市 1）。

本編 P47 資料：避難施設等

平成 28 年 4 月現在

番号	施設名	所在地	収容人数(単位 :人)
1	田無小学校	田無町 4-5-21	1, 251
2	保谷小学校	保谷町 1-3-35	952
3	保谷第一小学校	下保谷 1-4-4	877
4	保谷第二小学校	柳 沢 4-2-11	1, 134
5	谷戸小学校	緑 町 3-1-1	1, 162
6	東伏見小学校	東伏見 6-1-28	1, 018
7	中原小学校	ひばりが丘 2-6-25	1, 322
8	向台小学校	向台町 2-1-1	1, 221
9	碧山小学校	中 町 5-11-4	1, 102
10	芝久保小学校	芝久保町 3-7-1	956
11	栄小学校	栄 町 2-10-9	1, 098
12	谷戸第二小学校	谷戸町 1-17-27	1, 087
13	東小学校	東 町 6-2-33	879
14	柳沢小学校	南 町 2-12-37	924
15	上向台小学校	向台町 6-7-28	1, 536
16	本町小学校	保谷町 1-14-23	945
17	住吉小学校	住吉町 5-2-1	929
18	けやき小学校	芝久保町 5-7-1	1, 399
19	田無第一中学校	南 町 6-9-37	1, 270
20	保谷中学校	保谷町 1-17-4	1, 758
21	田無第二中学校	北原町 2-9-1	970
22	ひばりが丘中学校	住吉町 1-14-28	1, 208
23	田無第三中学校	西原町 3-4-1	988
24	青嵐中学校	北 町 2-13-17	1, 905
25	柳沢中学校	柳 沢 3-8-22	1, 064
26	田無第四中学校	向台町 2-14-9	1, 399
27	明保中学校	東 町 1-1-24	1, 201
28	東京都立田無高等学校	向台町 5-4-34	995
29	東京都立保谷高等学校	住吉町 5-8-23	1, 023
30	東京都立田無工業高等学校	向台町 1-9-1	920
31	武蔵野大学	新 町 1-1-20	1, 596
32	日本文華学園	西原町 4-5-85	168
合計 (32 箇所)			36, 257

※ 有効面積は小・中学校は体育館と普通教室面積、高校は体育館面積、その他の施設は延べ面積の 1 / 3 とした。収容人員は有効面積に対し、3.3 m²あたり 2 人で算定した。

避難広場

(平成 28 年 4 月現在)

番号	施 設 名	所 在 地	避難場所 面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)
1	早稲田大学東伏見キャンパス 東伏見総合グラウンド	東伏見 2-7	101,714	101,714	101,714
2	三菱東京 UFJ 銀行健康保険組合 武蔵野運動場	柳 沢 4-4	61,787	61,787	61,787
3	ひばりが丘総合運動場	ひばりが丘 3-1	13,080	13,080	13,080
4	岩倉高等学校総合運動場	新 町 2-3-27	29,930	29,930	29,930
5	東京都立田無高等学校	向台町 5-4-34	12,200	8,133	8,133
6	東京都立保谷高等学校	住吉町 5-8-23	19,460	12,973	12,973
7	東京都立田無工業高等学校	向台町 1-9-1	8,109	5,406	5,406
8	武 蔵 野 大 学	新 町 1-1-20	15,611	10,407	10,407
9	日 本 文 華 学 園	西原町 4-5-85	6,092	4,061	4,061
10	田 無 小 学 校	田無町 4-5-21	7,608	5,072	5,072
11	保 谷 小 学 校	保谷町 1-3-35	9,098	6,065	6,065
12	保 谷 第 一 小 学 校	下保谷 1-4-4	4,815	3,210	3,210
13	保 谷 第 二 小 学 校	柳 沢 4-2-11	5,202	3,468	3,468
14	谷 戸 小 学 校	緑 町 3-1-1	7,526	5,017	5,017
15	東 伏 見 小 学 校	東伏見 6-1-28	7,259	4,839	4,839
16	中 原 小 学 校	ひばりが丘 2-6-25	6,554	4,369	4,369
17	向 台 小 学 校	向台町 2-1-1	7,091	4,727	4,727
18	碧 山 小 学 校	中 町 5-11-4	6,541	4,360	4,360
19	芝 久 保 小 学 校	芝久保町 3-7-1	9,488	6,325	6,325
20	栄 小 学 校	栄 町 2-10-9	4,499	2,999	2,999
21	谷 戸 第 二 小 学 校	谷戸町 1-17-27	5,339	3,559	3,559
22	東 小 学 校	東 町 6-2-33	5,294	3,529	3,529
23	柳 沢 小 学 校	南 町 2-12-37	5,343	3,562	3,562
24	上 向 台 小 学 校	向台町 6-7-28	4,094	2,729	2,729
25	本 町 小 学 校	保谷町 1-14-23	4,338	2,892	2,892
26	住 吉 小 学 校	住吉町 5-2-1	5,075	3,383	3,383
27	け や き 小 学 校	芝久保町 5-7-1	12,025	8,016	8,016
28	田 無 第 一 中 学 校	南 町 6-9-37	4,000	2,666	2,666
29	保 谷 中 学 校	保谷町 1-17-4	7,283	4,855	4,855
30	田 無 第 二 中 学 校	北原町 2-9-1	14,384	9,589	9,589
31	ひ ば り が 丘 中 学 校	住吉町 1-14-28	10,979	7,319	7,319
32	田 無 第 三 中 学 校	西原町 3-4-1	9,494	6,329	6,329
33	青 嵐 中 学 校	北 町 2-13-17	7,277	4,851	4,851

番号	施設名	所在地	避難場所 面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	収容人数 (人)
34	柳 沢 中 学 校	柳 沢 3-8-22	7,602	5,068	5,068
35	田 無 第 四 中 学 校	向 台 町 2-14-9	7,400	4,933	4,933
36	明 保 中 学 校	東 町 1-1-24	5,720	3,813	3,813
37	向 台 公 園	向 台 町 2-5	7,080	2,360	2,360
38	西 原 自 然 公 園	西 原 町 4-5	20,013	6,671	6,671
39	谷 戸 イ チ ョ ウ 公 園	谷 戸 町 2-12	4,137	1,379	1,379
40	谷 戸 せ せ ら ぎ 公 園	谷 戸 町 1-22	7,810	2,603	2,603
41	芝 久 保 調 節 池	芝 久 保 町 1-18	8,969	2,989	2,989
42	南 町 調 節 池	南 町 1-3	4,610	1,536	1,536
43	向 台 調 節 池	向 台 町 5-4	29,388	29,388	29,388
合 計 (43 箇所)			541,318	421,961	421,961

※ 有効面積は全体が運動場の場合 1／1、施設的な公園の場合 1／3、学校グラウンドの場合 2／3 とした。収容人員は有効面積に対し、1 人あたり 1 ㎡で算定した。

広域避難場所

(平成 28 年 4 月現在)

番号	施設名	所在地	避難場所 面積 (㎡)	有効 面積 (㎡)	収容 人数 (人)
1	東京大学大学院 農学生命科学研究科 附属生態調和 農学機構	緑 町 1-1-1	222,358	148,238	148,238
2	東京大学大学院 農学生命科学研究科 附属 田無演習林	緑 町 1-1-8	91,200	60,800	60,800
3	西東京いこいの森公園	緑 町 3-2	44,183	29,455	29,455
4	都立小金井公園	向 台 町 6-4	34,358	22,905	22,905
5	文理台公園	東 町 1-4	16,671	16,671	16,671
6	都立東伏見公園	東伏見 1-4	26,800	17,866	17,866
合 計 (6 箇所)					295,935

※ 有効面積は全体が広場等の場合 1／1、一部に施設等がある場合 2／3 とした。収容人員は有効面積 に対し、1 人あたり 1 ㎡で算定した。

一時滞在施設

平成 28 年 4 月現在

番号	施設名	所在地	収容人数 (単位：人)
1	コー ル 田 無	田無町 3－7－2	343
2	南町スポーツ・文化交流 センター「きらっと」	南町 5－6－5	608
3	谷戸公民館・図書館	谷戸町 1－17－2	247
4	芝久保公民館・図書館	芝久保町 5－4－48	246
5	柳沢公民館・図書館	柳沢 1－15－1	323
6	保谷駅前公民館・図書館	東町 3－14－30	371
7	ひばりが丘図書館	ひばりが丘 1－2－1	50
8	ひばりが丘公民館	ひばりが丘 2－3－4	181
合 計（8箇所）			2,369

※ 有効面積は各施設の延べ面積の 1／3 とした。収容人員は有効面積に対し、3.3 ㎡あたり 2 人で算定した。（「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会）を参考）。なお、図書館は 3.3 ㎡あたり 1 人とした。

本編 P60 資料：報道機関

名 称	所 在
(株)エフエム西東京	東京都西東京市芝久保町 5－8－2
(株)ジェイコムイースト西東京	東京都東久留米市前沢 3－10－18

本編 P82 資料：救援の程度及び方法の基準（内閣府）

平成 27 年 4 月 1 日現在

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	備 考
避難所の設置			
避難所（長期 避難住宅を除く）	1 避難住民 2 武力攻撃災害により現 に被害を受け、又は受け るおそれのある者	（基本額） 避難所維持・管理等 1 人 1 日当たり 320 円以内 （加算額） 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する 「福祉避難所」を設置した場合、当 該地域における通常の実費を支出で き、上記を超える額を加算できる。	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理 のための賃金職員等雇上費、消耗器材 費、建物等の使用謝金、借上費又は購入 費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

	長期避難住宅	1 避難住民 2 武力攻撃災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 (収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合)	1 設置費 (1) 規格 1戸あたり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 (2) 限度額 1戸当たり2,621,000円以内 2 維持・管理等費 (基本額) 1人 1日当たり320円以内 (加算額) 冬期 別に定める額を加算 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,621,000円以内であればよい。 2 維持・管理等費の費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、借上費又は購入費並びに光熱水料を含む。 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉避難住宅」を設置できる。 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。				
応急仮設住宅の供与	武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸あたり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,621,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,621,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所(長期避難住宅を含む)に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて、炊事できない者 3 避難の指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者	1人1日当たり1,080円以内						
飲料水の供給	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は生活必需品の給与等を行う日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は再び実施することができる。				
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		夏 季	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
		冬 季	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
医 療	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術所 協定料金の額以内			患者等の移送費は、別途計上			
助 産	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費			妊婦等の移送費は、別途計上			

	助産の途を失った者	2 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	
被災者の捜索及び救出	1 武力攻撃災害により現に生命、身体が危険な状態にある者 2 武力攻撃災害により生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は、別途計上
埋 葬 及 び 火 葬	武力攻撃災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬及び火葬を実施する者に現物をもって実施	1 体当たり 大人 208,700 円以内 小人 167,000 円以内	
電話その他の通信設備の提供	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより行う。
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	1 武力攻撃災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 武力攻撃災害により、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 567,000 円以内	
学用品の給与	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,200 円 中学生生徒 4,500 円 高等学校等生徒 4,900 円	避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は再び実施することができる。
死 体 の 捜 索	武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	輸送費、人件費は、別途計上
死 体 の 処 理	武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,400 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300 円以内 検 索 救護班以外は慣行料金	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自らの資力では除去することのできない者	1 世帯当たり 134,300 円以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 飲料水の供給 2 医療の提供及び助産 3 被災者の捜索及び救出 4 死体の捜索及び処理 5 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	

- ※ この基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準を定める。また、当該場合には、救援を実施する都道府県知事は、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができることとなっている。
- ※ 救援の期間は、救援の指示があった日（救援の指示を待たないで救援を行った場合にあっては、その救援を開始した日）から内閣総理大臣が定める日までとされている。

本編 P85 資料：火葬場一覧

平成 26 年 3 月現在

	名称	所在地	電話番号	設置者
23 区	瑞江葬儀所	江戸川区春江町 3-26-1	03-3670-0131	東京都
	町屋斎場	荒川区町屋 1-23-4	03-3892-0311	東京博善(株)
	落合斎場	新宿区上落合 3-34-12	03-3361-4042	
	代々幡斎場	渋谷区西原 2-42-1	03-3466-1006	
	四ツ木斎場	葛飾区白鳥 2-9-1	03-3601-0424	
	桐ヶ谷火葬場	品川区西五反田 5-32-20	03-3491-0213	
	堀ノ内斎場	杉並区梅里 1-2-27	03-3311-2324	
	戸田葬祭場	板橋区舟渡 4-15-1	03-3966-4241	(株)戸田葬祭場
	臨海斎場	大田区東海 1-3	03-5755-2833	臨海部広域斎場組合
多 摩 地 区	青梅市火葬場	青梅市長淵 5-743	0428-22-3918	青梅市
	瑞穂斎場	瑞穂町大字富士山栗原新田 244	042-557-0064	瑞穂斎場組合
	思い出を語るロマンの杜 ひので斎場	日の出町大字平井 3092	042-597-2131	秋川流域斎場組合
	八王子市斎場	八王子市山田町 1681-2	0426-64-5707	八王子市
	日野市営火葬場	日野市多摩平 3-28-8	042-583-8888	日野市
	南多摩斎場	町田市上小山田町 2147	042-797-7641	南多摩斎場組合
	立川・昭島・国立火葬場	立川市羽衣町 3-20-18	042-522-2730	立川・昭島・国立

				聖苑組合
	日華多磨葬祭場	府中市多磨町 2-1-1	042-361-2174	(株)日華
	府中の森市民聖苑	府中市浅間町 1-3	042-367-7788	府中市
島 し よ	八丈町火葬場	八丈町三根 3481	04996-2-3020	八丈町
	小笠原村父島火葬場	小笠原村父島字洲崎	04998-2-3111	小笠原村
	小笠原村母島火葬場	小笠原村母島字評議平		
	新島村火葬場	新島村字道下 77-1	04992-5-1110	新島村
	式根島火葬場	新島村式根島 856-3	04992-7-0373	
	神津島村火葬場	神津島村字金長	04992-8-1250	神津島村
	大島町火葬場	大島町元町字黒ママ 352-3	04992-2-2914	大島町
	三宅村火葬場	三宅村阿古 548-10	04994-5-0423	三宅村
	26ヶ所			

※ 東京都地域防災計画より抜粋